

小田原漁港漁具倉庫条例施行規則の一部改正等について

1 背景

本市の漁具倉庫における使用許可の期間及び漁港施設における占用許可の期間の取扱いを神奈川県が管理する小田原漁港における占用許可の期間の取扱いと整合させることで、施設使用者等の申請手続の負担軽減を図るため、小田原漁港漁具倉庫条例施行規則の一部を改正するとともに、使用許可及び占用許可の期間の特例に係る基準を設定するものです。

2 対象となる規則等

- (1) 小田原漁港漁具倉庫条例施行規則の一部改正
- (2) 漁具倉庫における使用許可の期間の特例に係る基準（審査基準）の設定
- (3) 漁港施設における占用許可の期間の特例に係る基準（審査基準）の設定

3 内容

- (1) 小田原漁港漁具倉庫条例施行規則の一部改正及び漁具倉庫における使用許可の期間の特例に係る基準（審査基準）の設定

漁具倉庫の使用許可申請をする者が次のいずれかに該当する場合には、1年を超えた期間を定めてその使用を許可することができることとします。

- ア 国及び地方公共団体
- イ 漁業者及び水産関係者
- ウ 水道、電気及びガスの供給事業者

- (2) 漁港施設における占用許可の期間の特例に係る基準（審査基準）の設定

漁港施設の占用許可申請をする者が次のいずれかに該当する場合には、1年を超えた期間を定めてその占用を許可することができることとします。

- ア 国及び地方公共団体
- イ 漁業者及び水産関係者
- ウ 水道、電気及びガスの供給事業者

4 施行年月日（予定）

令和8年4月1日